

三峰川水系県立公園の 公園計画(案)について

令和4年11月28日

長野県 環境部 自然保護課

目次

1. 公園計画とは
2. 三峰川水系県立公園とは
3. 三峰川水系県立公園の公園計画(案)の概要

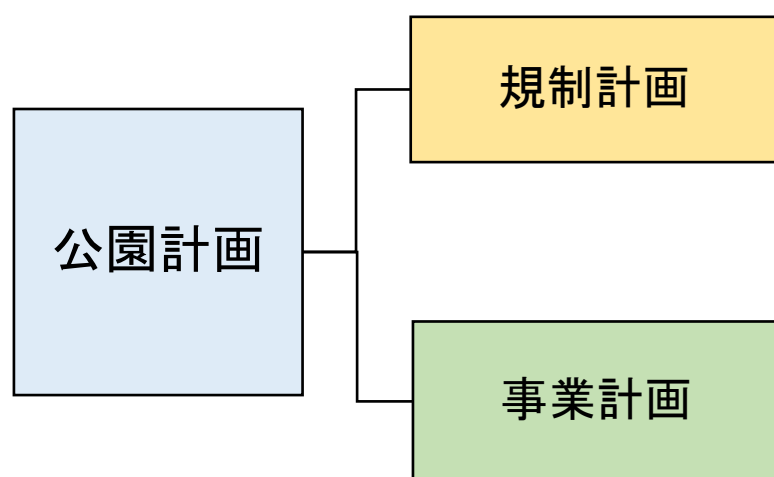
1 公園計画とは

《公園計画の目的》

自然公園の風致景観の維持と適正な利用を推進するための方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための基本的な指針。

(国立公園の公園計画作成要領：令和4年4月1日付け環自国発第2204015号環境省自然環境局長通知)

《公園計画の構成》



無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を地種区分に応じて規制することで自然景観の保護を図る計画。

地種区分：特別保護地区、特別地域（第1～3種）、普通地域 等

公園景観の保護、利用上の安全確保、適正な利用の増進等を図るために必要な施設整備、生態系の維持・回復及び質の高い自然体験活動の促進に関する計画。

施設例：保護施設（植生復元施設等）、単独施設（園地、駐車場等）、道路 等

2 三峰川水系県立公園とは (主な景勝地)



美和ダム・美和湖



高遠城址公園



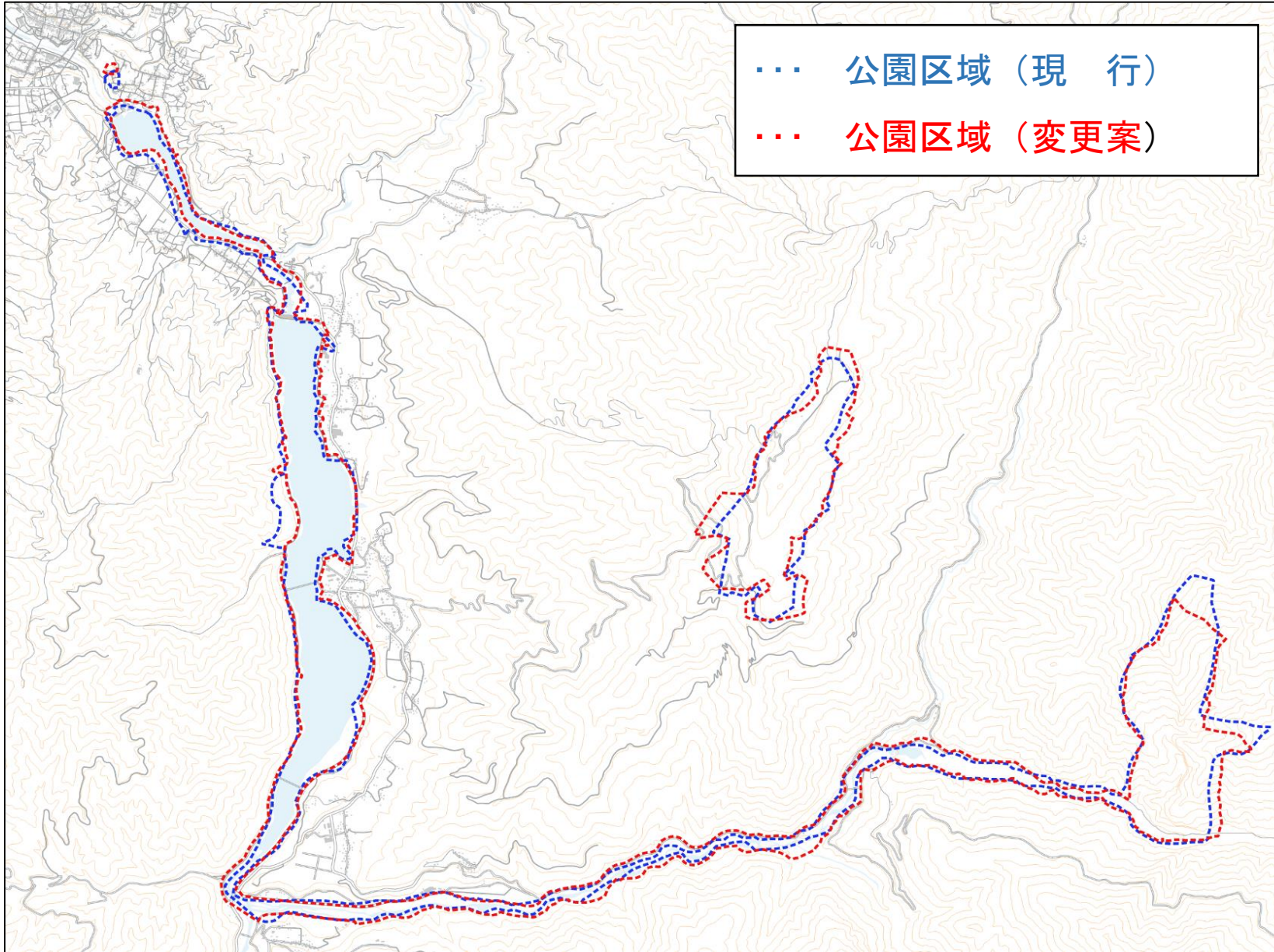
鹿嶺高原



幕岩

3 三峰川水系県立公園の公園計画（案）の概要

➤ 公園区域図



3 三峰川水系県立公園の公園計画（案）の概要

（１）背景

昭和33年５月１日に県立自然公園に指定され、昭和41年に公園計画の一部が変更されて以来50年以上が経過し、取り巻く環境に変化が生じていることから、地域の実情に合わせ、変更を行う必要がある。

（２）検討の経過

- ・地域会議

	会議内容
第１回（R2. 1. 30）	○地域の意向を反映した公園管理を目指す方針等を確認
第２回（R3. 9. 9）	○公園計画の更新素案を作成する上での事前の意見聴取 ・高遠城址公園の公園境界線を明確化 ・幕岩周辺が保護林に指定されていることから、地種区分を検討
第３回（R4. 2. 2）	○第２回地域会議での意見等を反映した更新素案の提示 ・幕岩周辺の地域における地種区分をより高いものとする意見 ・三峰川水系県立公園を表す公園計画テーマの提案
第４回（R4. 5. 16）	○三峰川水系県立公園を表す公園計画テーマを決定
第５回（R4. 8. 8）	○自然体験活動促進計画に関する事項の記載内容の確認
第６回（R4. 10. 14）	○公園境界線の一部変更

- ・パブリックコメント：意見無し（令和４年７月１日から７月30日まで）

3 三峰川水系県立公園の公園計画（案）の概要

（参考）三峰川水系県立公園地域会議の構成員

国機関	国土交通省天竜川上流河川事務所 国土交通省天竜川ダム統合管理事務所 林野庁中部森林管理局南信森林管理署
市町村	伊那市
その他	三峰川みらい会議 伊那市観光協会 一般社団法人伊那谷山りん舎
事務局	上伊那地域振興局

3 三峰川水系県立公園の公園計画（案）の概要

（3）変更のポイント

国立公園の公園計画作成要領に準じて公園計画全体を見直し

① 「基本方針」「現況及び特性」を新設

② 規制計画の見直し

- ・ 現行は地種区分のない特別地域を地域の特性に応じて、第2種及び第3種に区分
- ・ 現行：525.54ha ⇒ 変更案：587ha（＋61ha）

③ 事業計画の見直し

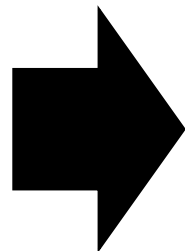
- ・ 保護施設計画に植生復元施設（1施設）を追加
- ・ 利用施設計画に単独施設（4施設）、歩道（1路線）を追加
- ・ 自然体験活動計画に関する項目を追加

変更ポイント① 「基本方針」「現況及び特性」を追加

《公園計画の構成（目次）》

現行

- 1 公園区域
 - (1) 公園区域
 - (2) 区域面積
 - (3) 区域調書
- 2 特別地域
 - (1) 区域調書
 - (2) 特別地域明細書
- 3 利用計画
 - (1) 単独施設
 - (2) 道路(車道)
 - (3) 道路(歩道)



国立公園公園計画
作成要領
に準じて再構成

変更（案）

- 1 基本方針
- 2 現況及び特性
 - (1) 地形、地質
 - (2) 植生及び野生生物
 - (3) 景観
- 3 規制計画
 - (1) 保護規制計画
 - ア 特別地域
 - イ 関連事項
 - ウ 面積内訳
- 4 事業計画
 - (1) 施設計画
 - ア 保護施設計画
 - イ 利用施設計画
 - (ア) 単独施設
 - (イ) 道路
 - (2) 自然体験活動促進計画
- 5 参考事項

変更ポイント① 「基本方針」「現況及び特性」を追加

➤ 基本方針

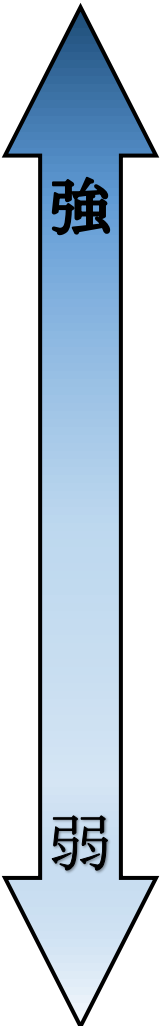
本公園は、長野県南東部に位置し、三峰川及び支川の黒川、戸台川、小黒川、三峰川を堰き止めてできた美和湖、高遠湖の水辺景観、卓越した展望と草原景観を有する鹿嶺高原、石灰岩の岩壁が露出している幕岩、700年の歴史をもち千数百本のタカトオコヒガンザクラで覆われている高遠城跡を主体とする地域である。

本公園及びその周辺には中央構造線があり、中央構造線を挟んで、内帯側の「領家(りょうけ)変成帯」と外帯側の「三波川(さんばがわ)変成帯」の岩石が並んで接している。この他に仏像構造線や戸台構造線もみられ、各所に南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークの一角を成す地形・地質の見どころが存在している。

このような多様な地形が織りなす景観と地学的な見どころが豊富な本公園のテーマを「長大な中央構造線が織りなす特異な地形と植生の景観」とし、良好な風致景観を保護するとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により、公園計画を定める。

変更ポイント② 規制計画の見直し

➤ 自然公園における地種区分 （自然公園法施行規則第9条の12）

区 分		地区・地域の性質	規制の程度
特別地域	特別保護地区	<u>特別地域内で特に優れた自然景観、原始状態を保持している地域であって、特に嚴重に景観の維持を図る必要がある地区</u> ※ 都道府県立自然公園には設定できない	 強
	第1種特別地域	<u>特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域</u>	
	第2種特別地域	<u>第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域</u>	
	第3種特別地域	<u>特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域</u>	
普通地域		上記以外の地域	弱

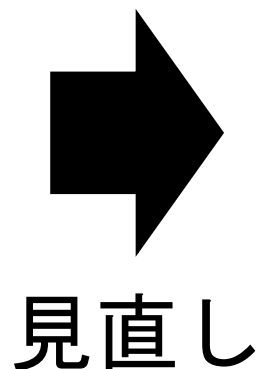
変更ポイント② 規制計画の見直し

現 行

地種区分なし

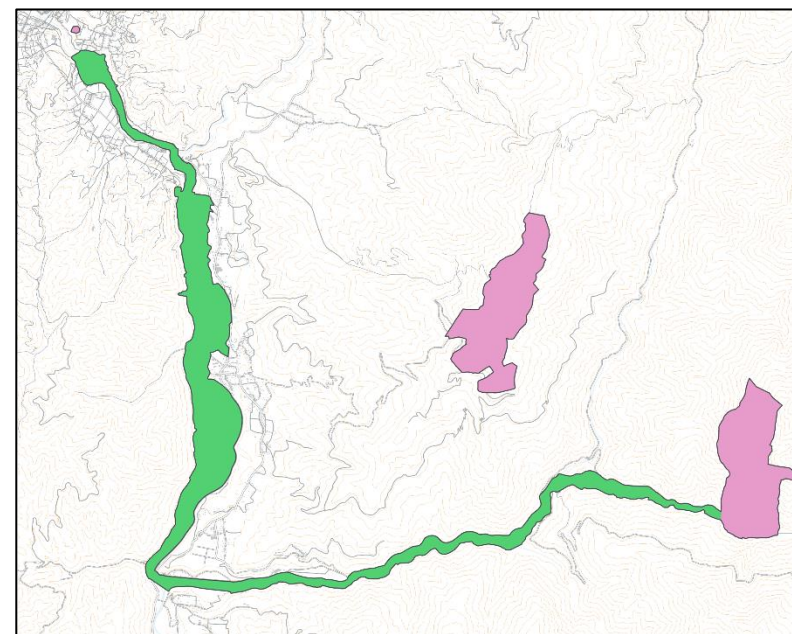


特別地域	面積
高遠特別地域	1.55ha
三峰川特別地域	397.87ha
鹿嶺特別地域	126.12ha
合 計	525.54ha



変更案

第2種・第3種に区分



地種区分	面積
第2種特別地域	261ha
第3種特別地域	326ha
合 計	587ha

変更ポイント② 規制計画の見直し

➤ 第2種特別地域に指定する地域（合計261ha）

名称	地区の概要	面積
高遠城址公園	高遠城址公園には、国指定史跡の高遠城跡をはじめ、国登録有形文化財の高遠閣や城下から移築された問屋門、太鼓櫓等があり、春には県の天然記念物に指定されているタカトオコヒガンザクラが咲き、秋にはおよそ250本のカエデが綺麗に色づき紅葉を楽しむことができる。	1 ha
鹿嶺高原	鹿嶺高原は、標高約1,800mに位置し、眼下には伊那市が眺望でき、目前に迫る南アルプスや北アルプスも一望出来る。ミズナラやシラビソ等の樹林が主に見られるとともに、草原性の希少種のヤナギランも見られる。	131ha
幕岩	幕岩は、秩父帯の石灰岩が露出した大岩壁であり、白い帯のように連なる岩壁が雄大な景観を形成している。幕岩等の石灰岩地帯には、特色に富んだ植物が分布する他、カラマツ等の天然林は、生物群集保護林に指定されている。	129ha



高遠城址公園



鹿嶺高原



幕岩

変更ポイント③ 事業計画の見直し

- ・保護施設計画に**植生復元施設**（１施設）を追加
- ・利用施設計画に**単独施設**（４施設）、**歩道**（１路線）を追加

公園施設		施設箇所	整備方針
植生復元施設		鹿嶺高原	鹿嶺高原の草原やヤナギラン等の植生を復元するために設ける。
単 独 施 設	舟遊場	美和湖公園	美和湖におけるカヌー利用の拠点として整備する。
	園地	美和湖公園	散策、ピクニック、風景観賞、自然観察等のための園地として整備する。
	園地	中央構造線公園	散策、ピクニック、風景観賞、自然観察等のための園地として整備する。
	駐車場	戸台河原	幕岩及びその周辺の散策のための駐車場として整備する。
歩道		美和湖畔	美和ダム周辺の探勝歩道として現状の維持を図る。

- ・自然体験活動計画を追加

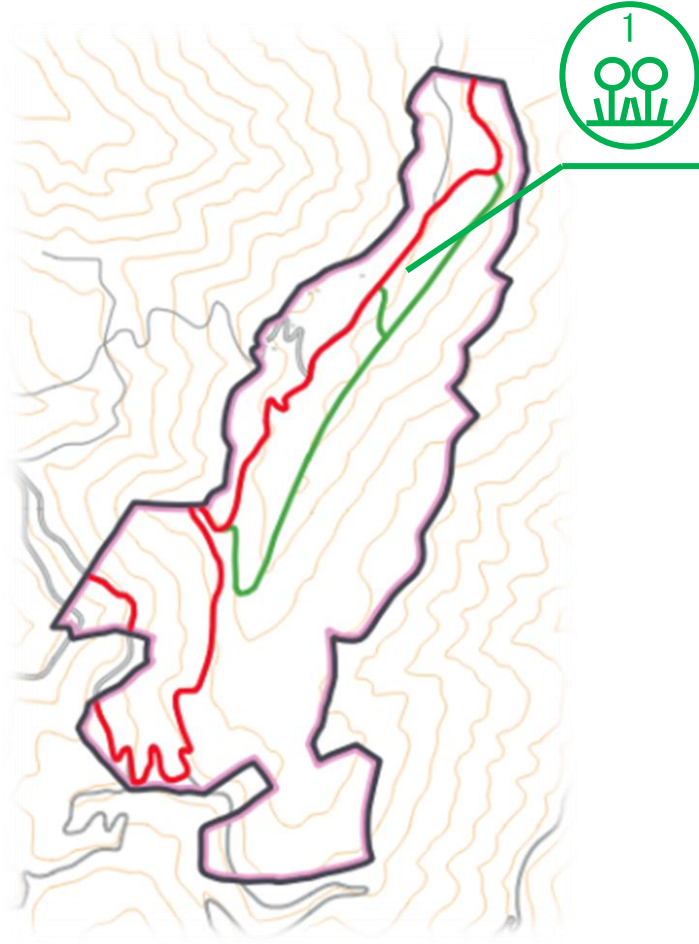
地理的・文化的に見どころが豊富な本公園において、質の高い自然公園活動を促進するため、自然体験活動の方針や地域ごとに行う体験活動を明記

変更ポイント③ 事業計画の見直し

➤ 植生復元施設（鹿嶺高原）

植生復元施設

…植生を復元するために設けられる施設
及び植生の復元地



ヤナギラン保護のための防護柵

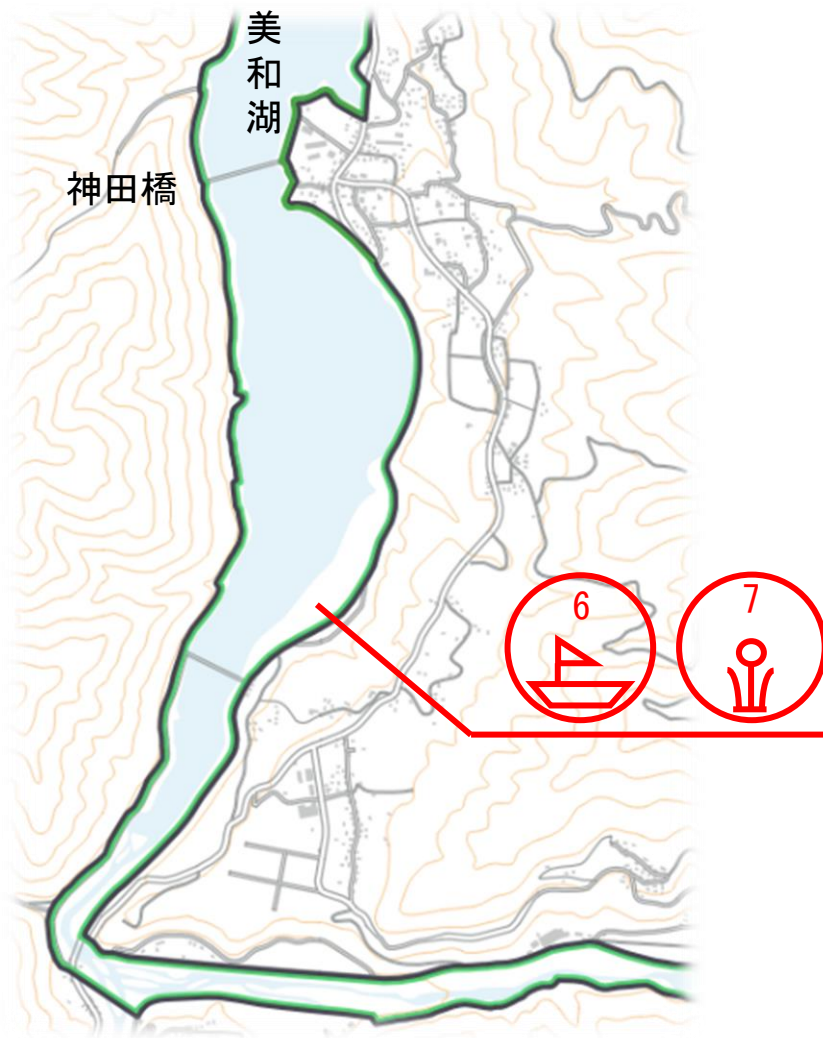


ヤナギラン

⇒ 鹿嶺高原の草原やヤナギラン等の植生を
復元するために整備

変更ポイント③ 事業計画の見直し

➤ 園地、舟遊場（美和湖公園）



カヌー（美和湖）



舟遊場

⇒ 美和湖におけるカヌー利用の拠点として整備



公園入口

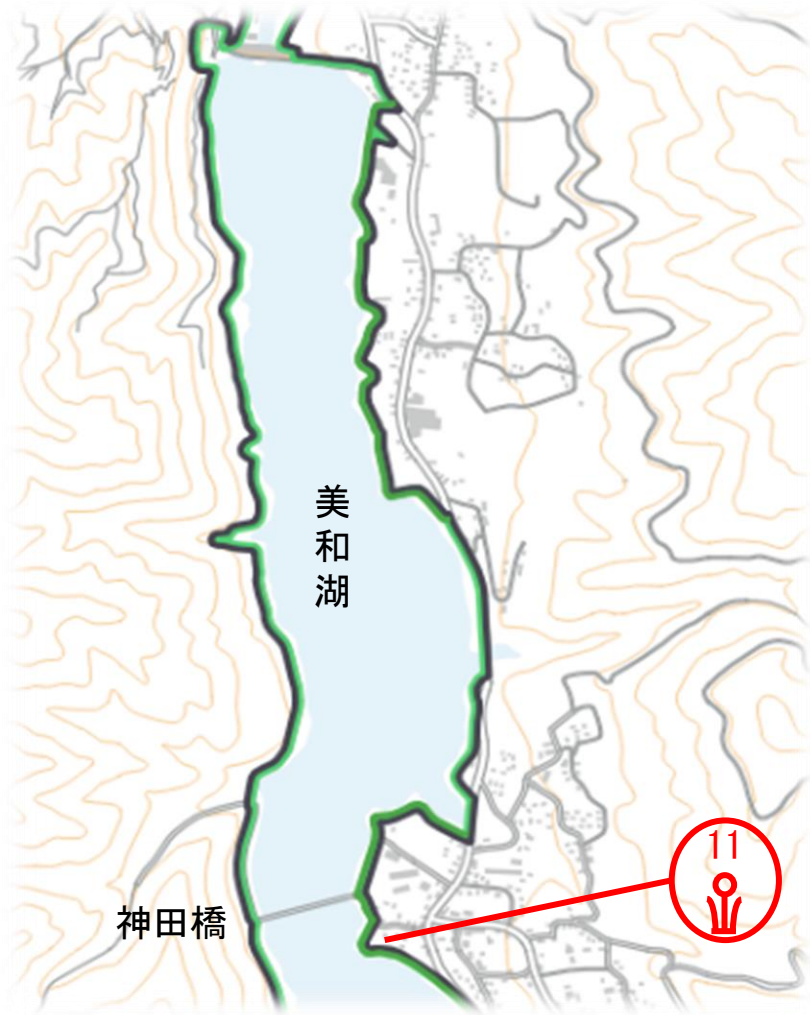


トイレ

⇒ 散策、ピクニック、風景観賞、自然観察等のための園地として整備

変更ポイント③ 事業計画の見直し

➤ 園地（中央構造線公園）



公園の見どころとなる
中央構造線（断層）



公園内のベンチ



公園の駐車場

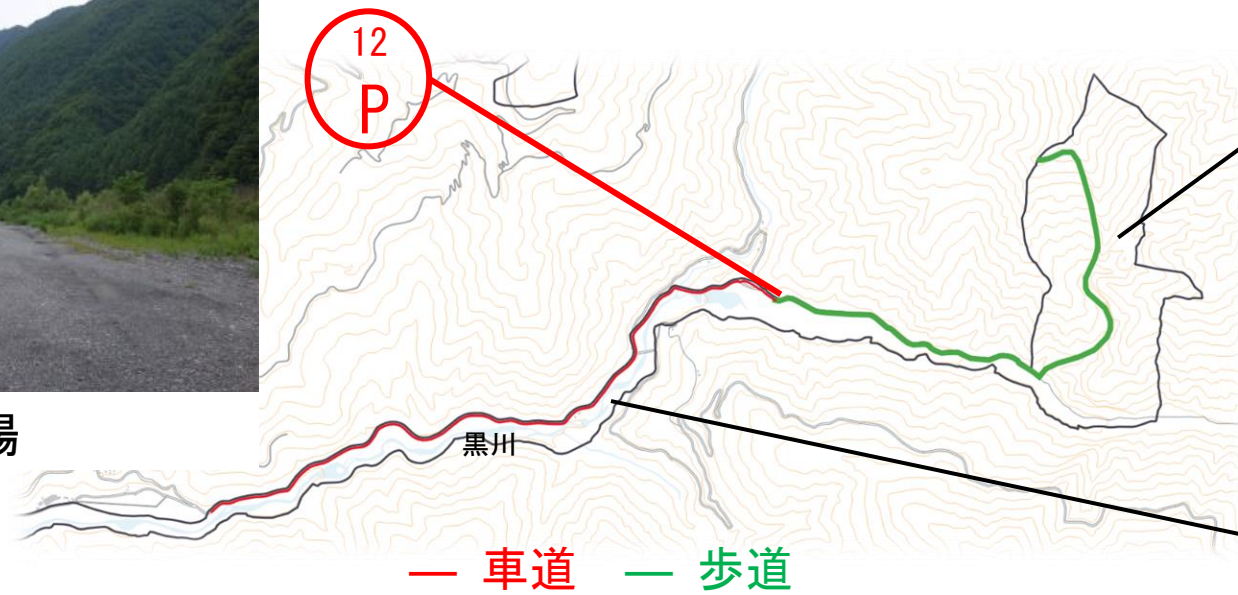
⇒ 散策、ピクニック、風景観賞、自然観察等のための園地として整備

変更ポイント③ 事業計画の見直し

➤ 駐車場（戸台河原）



駐車場



幕岩



黒川沿いの景観

⇒ 幕岩及びその周辺の散策のための駐車場として整備

変更ポイント③ 事業計画の見直し

➤ 歩道（美和湖畔線）



美和湖



歩道（北側）



歩道（南側）

⇒ 美和湖周辺の探勝歩道として現状の維持を図る。

変更ポイント③ 事業計画の見直し

《自然体験活動計画》

⇒ 地理的・文化的に見どころが豊富な本公園において、質の高い自然公園活動を促進する

➤ 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

- ア) 地域の魅力を活かした感動・喜び・学びを得られる自然体験の提供
- イ) 公園利用者への情報提供
- ウ) 生態系、野生生物の保護への配慮
- エ) 利用ルールの方策と普及啓発
- オ) 受益者負担の仕組みの導入
- カ) 自然体験活動の質の確保・向上に向けた知識の共有、人材育成
- キ) フィールドの適正管理及び定期モニタリング
- ク) 地域コミュニティ、歴史・文化的資源の尊重と配慮

➤ 地域ごとに促進する自然体験活動

- ア) 水資源のポテンシャルを活かした水系エリア
- イ) 歴史・文化・景観等のポテンシャルを活かした里地・高原エリア